

証券コード 6550  
2024年6月10日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前5丁目52番2号  
Unipos株式会社  
代表取締役社長CEO 田 中 弦

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本年の定時株主総会は場所の定めのない株主総会（インターネット上でのみ開催する「バーチャルオンリー株主総会」）といたします。ご出席の方法につきましては、5頁【バーチャルオンリー株主総会の運営について】をご覧ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.unipos.co.jp/ir/meeting/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニュー内の事業年度から「2024年3月期」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Unipos」又は「コード」に当社証券コード「6550」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご参照のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時  
※午前9時30分頃からログイン可能となる予定です。  
※通信障害等の発生により開催日時において、バーチャルオンリー株主総会を開会することが困難な場合には、予備日として2024年6月25日（火曜日）午後1時より開催いたします。当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト（<https://www.unipos.co.jp/ir/meeting/>）で、2024年6月25日（火曜日）午前11時までにお知らせします。
2. 開催方法 本総会は、場所の定めのない株主総会として開催いたします。詳細は5頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。
3. U R L <https://web.sharely.app/login/unipos-12> 
4. 目的事項  
報告事項 第12期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役6名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭にて行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2024年6月25日（火曜日）午後1時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unipos.co.jp/ir/meeting/>）でお知らせしますので、5頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」に従ってお手続きのうえ、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。

◎郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、郵送又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

◎代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、5頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求の有無にかかわらず、本総会では一律に電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

●計算書類

「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

## バーチャルオンリー株主総会の運営について

本総会は、『バーチャルオンリー株主総会』です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、以下のとおりご案内申し上げます。

### 1. バーチャルオンリー株主総会に当日出席される株主様

#### (1) 開催日時：2024年6月25日（火曜日）午前10時

※通信障害等が発生した場合には、予備日として2024年6月25日（火曜日）午後1時より、本総会を開催いたします。

※開催当日の午前9時30分頃からログイン可能となる予定です。

#### (2) アクセス方法

接続先

<https://web.sharely.app/login/unipos-12>



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

上記のURLを入力いただくか、右の二次元バーコード（QRコード）を読み込み、アクセスしてください。

接続されましたら議決権行使書用紙に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を、画面表示にしたがって入力しログインしてください。

※ログインに関するご不明点については、下記URLよりヘルプページをご参照いただけます。

株主様向けFAQの「ログイン方法について」を参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

#### (3) 当日の質問方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、視聴画面下部の「質問」ボタンをクリックします。質問フォームが表示されますので、対象となる議案をプルダウンより選択いただき、質問内容を入力後「送信する」をクリックすると、質問が送信されます
- ・当日の質問は、株主総会が開始されたら、入力可能となります。
- ・なお、質問はお一人様につき1問、文字数は150文字までとさせていただきます。

#### (4) 動議の提出方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、視聴画面下部の「動議」ボタンをクリックします。動議フォームが表示されますので、「手続き的動議」または「実質的動議（修正動議）」を選択してください。
- 動議の内容を入力後「送信する」をクリックすると動議を提出することができます。

#### (5) 議決権の行使方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、視聴画面下部の「決議」ボタンより議案ごとに「賛成」または「反対」、もしくは「棄権」をご選択ください。
- ・書面又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が、当日出席された場合
  - ①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
  - ②当日の議決権行使を確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。
  - ③事前及び当日の行使のいずれも確認できなかった場合、議決権の行使を棄権したとみなします。

#### (6) 事前質問の方法

- ・12頁の「インターネットによる事前質問受付について」をご覧ください。

受付期間：2024年6月10日（月曜日）午前0時～2024年6月24日（月曜日）午後6時30分

※お一人様につき1問、文字数は150文字までとさせていただきます。

※全ての事前質問にご回答することが難しい場合、多くの株主様にご関心があると思われる質問などを中心に、総会当日、ご回答させていただく予定です。

## 2. 当日出席されない株主様

### (1) 議決権の事前行使方法

#### ①書面による議決権行使

本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返信ください。

行使期限：2024年6月24日（月曜日）午後6時30分到着分まで

※議決権行使書を投函する前に、「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号（3月31日時点でお住いのご住所）」及び「ご保有株式数（3月31日時点でご保有の株式数）」を、必ずお手元にお控えください。

#### ②インターネットによる議決権行使

11頁の「インターネットによる事前の議決権行使のご案内」をご覧ください。

### (2) 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。

ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（いわゆる委任状）」のご提出が必要になりますので、以下の提出先までご送付ください。

#### <代理人に関する書類の提出先>

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前5-52-2青山オーバルビル 7F

- ・ご提出期限：2024年6月24日（月曜日）午後6時30分必着

## 3. お問い合わせ先

- ・ Unipos株式会社

- ・ 電話番号：03-6773-5038

経営管理部（Unipos株主総会担当者）

- ・ 受付日時：2024年6月10日（月）～2024年6月24日（月）※平日のみ

午前10時～午後5時

株主総会当日は、2024年6月25日（火）午前9時から株主総会終了時まで

## お願い・ご留意事項

- ・「株主番号」「郵便番号」「ご所有株式数」の第三者への提供は固くお断りいたします。
- ・書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席し議決権を行使された場合は、当日もしくは最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。
- ・通信障害等への対策として、主回線に加え、予備回線を用意するほか、本総会の冒頭にて通信障害等が発生した場合における延期又は続行の決議を行い、また、予備日を設定いたします。
- ・バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能なウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使を推奨しております。
- ・当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
- ・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えること、またライブ配信の模様を撮影することはお控えください。
- ・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

# 議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2024年6月24日（月曜日）午後6時30分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年6月24日（月曜日）午後6時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 株主総会にご出席される場合



本招集ご通知の6頁「（5）議決権の行使方法」をご覧ください。

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

- ※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ 事前行使のうえ、当日出席した場合の取扱については、6頁「（5）議決権の行使方法」をご覧ください。

# インターネットによる事前の議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元バーコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

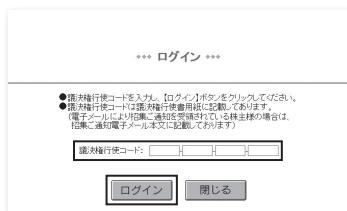
議決権行使期限：2024年6月24日（月曜日）午後6時30分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力  
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力  
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

## 【インターネットによる事前質問受付について】

第12回定時株主総会における報告事項及び決議事項に関しまして、株主の皆様から事前にご質問をお受けいたします。

### 1. 受付期間

2024年6月10日（月）午前0時から6月24日（月）午後6時30分まで

### 2. ご質問方法

接続先

[https://web.sharely.app/e/unipos-12/pre\\_question](https://web.sharely.app/e/unipos-12/pre_question)



上記のURLを入力いただくか、右の二次元バーコードを読み込み、事前質問受付ページにアクセスしてください。接続されましたら議決権行使書用紙に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を、画面表示にしたがって入力しログインしてください。

事前質問受付ページにアクセスしましたら、「議案を選択」ボタンをクリックし、対象となる議題を選択の上、質問内容欄にご質問を150文字以内で入力し、画面右下の「送信する」ボタンをクリックしてください。

### 3. お願い・ご留意事項

- ・ご質問は、株主様ご本人に限らせていただきます。
- ・内容はできるだけ要点を簡潔にご記入くださいますようお願いいたします（150文字以内）。
- ・株主の皆様のご関心が高いと思われるご質問につきましては、株主総会において回答させていただく予定です。全てのご質問にご回答することをお約束するものではなく、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は、『「最高の集団を自らつくる」時代をつくる』というパーパスのもと、「感情報酬を社会基盤に」というミッションを掲げ、全社参加型カルチャープラットフォーム「Unipos」を提供しています。Uniposは、組織内で良い行動を表出化・習慣化させることで、カルチャー変革の基盤をつくることのできるサービスです。

事業環境としましては、日本政府が掲げる「新しい資本主義」のブランドデザインの中に人的資本への投資が明記され、その具体実行内容の一つに、上場企業において人的資本等の非財務情報の開示が2023年から義務化されることとなりました。このような社会的要請を受け、当社が掲げている組織の風土改革に関する投資が顧客から注目を浴び始めております。当社は、組織の風土改革に必要な心理的安全性を高めることのできるサービスとして、上場企業をはじめとする従業員の数が多い企業の人的資本投資に対する予算配分の高まりを見込み、従業員数500人以上の大企業をターゲットに経営資源を集中的に投下してまいりました。

Unipos事業において、当事業年度の売上高は前年比で126百万円増と成長を継続しております。中でも、ストック売上高（継続課金対象となる月額料金）の年間平均売上高比率は90%を超えており、安定的な収益を実現できております。新規で利用を開始した顧客による売上増加分に加え、既に利用開始済みながら一部のご利用に留まっていた顧客内でも利用拡大が進んだこと、第3四半期よりUniposシステム利用料金の価格改定を行ったこと、エンタープライズ企業向けの人的資本経営コンサルティング等のその他売上をクロスセルにより獲得できたことなどにより、売上高を順調に積み上げることができていることが理由であります。

コスト面においては前期、前々期より進めております固定費を含めた各種コストの削減効果が継続的に出ており、オフィスの移転・縮小により家賃関連費用の定常的かつ大幅な抑制、事業規模を踏まえた組織体制の見直しを行ってまいりました。当事業年度における人件費関連の費用の削減、効果的・効率的なマーケティング施策の取捨選択により成長投資の費用の削減など、当社の財務健全化に向けた各種コスト削減施策を実施してまいりました。その施策により人件費関連の費用が前年同期比で約180百万円減、マーケティングコストが前年同期比で約143百万円減と大きく削減することができました。

ストック売上高が約90%という安定的な収益構造をベースに、高い成長をさらに加速させるべく引き続き投資効果の高いマーケティング施策の実施と人件費も含めた固定費の逡減によって、業績向上に伴い、コスト構造もより改善に向かうと見込んでおり、早期の決算黒字化へ繋がっていくものと考えております。

その結果、当事業年度の売上高は930百万円（前期比15.7%増）、営業損失は510百万円（前期は営業損失983百万円）、経常損失は502百万円（前期は経常損失976百万円）、当期純損失は502百万円（前期は当期純損失913百万円）となりました。

なお、当社はUnipos事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

## ② 設備投資の状況

当事業度中において実施いたしました、当社の設備投資の総額は16万円で、その主なものは事業用のPCの購入によるものであります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (2021年3月期)	第10期 (2022年3月期)	第11期 (2023年3月期)	第12期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高 (千円)	1,439,197	1,453,751	803,889	930,292
経常損失 (△) (千円)	△645,070	△1,203,191	△976,715	△502,187
当期純損失 (△) (千円)	△651,853	△2,515,768	△913,257	△502,887
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△62.45	△196.22	△70.48	△38.68
総資産 (千円)	2,890,444	2,872,426	1,835,270	1,403,494
純資産 (千円)	336,876	1,930,146	999,396	502,516
1株当たり純資産 (円)	24.82	△146.09	△215.99	△254.31

## (3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

(経営方針)

当社は、『「最高の集団を自らつくる」時代をつくる』というパーパスのもと、「感情報酬を社会基盤に」というミッションを掲げ、人事クラウドソフトウェアUniposを提供しています。Uniposは、組織内で良い行動を表出化・増幅させることで、風土変革の基盤をつくることのできるサービスです。

当社は組織の風土改革に必要な心理的安全性を高めることのできるサービスとして上場企業をはじめとする従業員の数が多い企業の人的資本投資に対する予算配分の高まりを見込み、従業員数500人以上の大企業をターゲットに経営資源を集中的に投下します。エンタープライズ企業向けにクラウドソフトウェアの最適化・コンサルティングサービスの拡張を行う事で、顧客満足度の向上を実現してまいります。

(中期目標)

2025年3月期第4四半期での黒字化、また早期の通期黒字化を目指します。ストック売上高成長を加速させるべく引き続き投資効果の高いマーケティング施策を実施。加えて人的資本強化のための経営コンサルティング需要の高まりとともにさらに支援サービスを拡張し、売上高全体をクロスセルで積み上げていきます。かつ人件費も含めた固定費の逓減によってコスト構造の改善も進めていきます。

(優先的に対処すべき課題)

パーパス・ミッション、中期目標の実現に向け当社が認識する対処すべき課題については以下の通りです。

#### 1.Unipos事業の成長と生産性改善の両立

大企業をターゲットに据え、マーケティングコストの最適化と営業生産性を高めることで、顧客課題を解決する価値を高めます。同時に全社員導入を前提とした新規顧客獲得、既存顧客拡大を行う事で1契約あたりの売上高の向上を目指します。本方針を実現するために、大企業での風土変革や組織マネジメントで活用できる機能の拡充を行います。またソフトウェア以外のサービスの拡充を図ることにより、大企業の開拓と利用定着を実現し、解約率の低減を実現します。その結果、コストマネジメントを行いながら生産性を向上し事業成長と生産性改善の両立を実現します。

#### 2.財務基盤の強化

事業成長に対して必要な投資を行う一方、全社的にコストマネジメントを行います。採用抑制・マーケティング費用を削減・最適化し、各調達手段を検討しながら財務基盤を強化します。

#### 3.人的資本への投資

現時点で持つ人的資本への投資を行い生産性を向上させます。具体的には外部講師による研修や、スキル教育、ChatGPT等AIを活用した各種業務改革を行います。また、人的資本に関する現状につき、開示を積極的に行います。これにより、パーパス・ミッションに共感した優秀な人材の人的資本を強化し、組織能力を向上させます。

#### 4.経営基盤の強化

事業成長と生産性を両立するためには、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。また、内部統制の整備・向上が必要不可欠と考えております。コーポレートガバナンスにも積極的に取り組むことで、強固な経営基盤の構築を進めます。

#### 5.技術力の強化と情報セキュリティ体制の継続的な強化

当社はSaaS事業者として、技術開発力が競争力の源泉であるととらえています。先端技術の把握や顧客価値に繋げるため、技術力を磨いてまいります。同時に、顧客内のコミュニケーションのデータを取り扱う事業者として、現在においてもセキュリティポリシーを策定し、運用を行っておりますが、事業成長・環境変化に合わせ継続的に運用の見直しを行います。

**(5) 主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

当社は「Unipos事業」の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。  
構成する主要サービスの概要及び売上高は「1. 会社の現況 (1) 当事業年度の事業の状況  
①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

**(6) 主要な拠点** (2024年3月31日現在)

本社：東京都渋谷区

**(7) 使用人の状況** (2024年3月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
100 (28) 名	23名減 (5名減)	32.6歳	4.8年

- (注) 1. 使用人数は正社員数であり、契約社員、アルバイト及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 当社は「Unipos事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

**(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)**

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	633,464千円

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数
  - 普通株式 47,000,000株
  - A種優先株式 3,800株
- ② 発行済株式の総数
  - 普通株式 13,014,600株  
(自己株式12,176株を含む)
  - A種優先株式 3,800株
- ③ 株主数
  - 普通株式 3,083名
  - A種優先株式 2名

(注) 普通株式に係る発行済株式の総数は、ストック・オプションの権利行使により18,000株増加しております。

#### ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
田中 弦	普通株式 4,549,400株	34.99%
中村 崇 則	普通株式 570,000	4.38
株式会社 CARTA HOLDINGS	普通株式 554,000	4.26
S a n s a n 株式会社	普通株式 366,200 A種優先株式 1,900	2.83
上田八木短資株式会社	普通株式 327,200	2.52
J P モルガン証券株式会社	普通株式 288,700	2.22
株式会社 S B I ネオトレード証券	普通株式 281,000	2.16
松 島 稔	普通株式 235,600	1.81
東 山 友	普通株式 171,600	1.32
野村証券株式会社	普通株式 150,200	1.16

(注) 大株主の持株比率は自己株式 (12,176株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	田中 弦	
代表取締役	松島 稔	
取締役	菅原 敬	株式会社アイスタイル 取締役副会長
取締役	高橋 理人	アディッシュ株式会社 社外取締役
取締役	富岡 圭	Sansan株式会社 取締役
取締役	橋本 宗之	Sansan株式会社 取締役
常勤監査役	小椋 明子	株式会社アドベンチャー 監査役
監査役	山田 啓之	Axella総合会計事務所 代表
監査役	鷲野 泰宏	丸の内総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役菅原敬氏、高橋理人氏、富岡圭氏及び橋本宗之氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役小椋明子氏、監査役山田啓之氏及び鷲野泰宏氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役小椋明子氏及び監査役山田啓之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役小椋明子氏は、公認会計士の資格を有しております。
  - ・監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役菅原敬氏、高橋理人氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役・各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が補償されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定し固定報酬を月例で支給しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役の田中弦であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを審議の上確認しています。よって、取締役会は、当該個人別の報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	62,230 (10,600)	62,230 (10,600)	— (—)	— (—)	4名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	14,633 (14,633)	14,633 (14,633)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	76,863 (25,233)	76,863 (25,233)	— (—)	— (—)	7名 (5名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月15日開催の第4回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。当該総会終結時点における取締役の員数は6名（うち社外取締役4名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第5回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該総会終結時点における監査役の員数は3名であります。
3. 取締役の員数は、無報酬の社外取締役2名を除いております。

#### ⑤ 社外役員に関する事項

##### a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役菅原敬氏は、株式会社アイスタイルの取締役副会長であります。当社と兼職先との間には、当社の提供するサービス利用等の取引関係があります。
- ・ 取締役高橋理人氏は、アディッシュ株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役富岡圭氏は、Sansan株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間で業務提携を行っております。
- ・ 取締役橋本宗之氏は、Sansan株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間で業務提携を行っております。
- ・ 監査役小椋明子氏は、株式会社アドベンチャーの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役山田啓之氏は、Axella総合会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役鷲野泰宏氏は、丸の内総合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割 に関して行った職務の概要
取締役 菅 原 敬	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 高 橋 理 人	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 富 岡 圭	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、SaaS領域に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 橋 本 宗 之	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、M&Aや資金調達、投資業務に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。

	出席状況及び発言状況
監査役 小 椋 明 子	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 山 田 啓 之	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 鷺 野 泰 宏	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 永和監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督します。
  - b. 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行します。
  - c. 取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努め、コンプライアンスに関する規程の制定及びコンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更等について決定します。
  - d. 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を選任します。
  - e. 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施します。
  - f. 経営管理部は内部監査を計画し、各事業グループの業務を監査し、代表取締役及び取締役会に報告します。経営管理部が監査対象の場合は、経営管理部以外の部門が客観的に内部監査業務を行うこととします。
  - g. 取締役、使用人は法令違反行為、倫理上問題のある行為、規程違反等コンプライアンス上問題のある行為を発見した場合には、「内部通報規程」に基づき速やかに報告することとします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築しております。
  - b. 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制は、社内外の情報が集まるリスク・コンプライアンス委員会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行っております。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告が実施されております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行っております。
- b. 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行っております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置します。

⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
- b. 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役の指揮命令は受けないものとしております。
- c. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

- ⑦ 取締役及び使用人、業務を執行する社員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
  - a. 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けております。
  - b. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。
  
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
  - a. 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならないものとしております。
  - b. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。
  
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - a. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。
  - b. 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出するものとします。
  
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
  - b. 監査役は定期的に会計監査人、内部監査部門と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会については、定時取締役会を12回、臨時取締役会を4回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- ② 当社は内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告いたしました。
- ③ 当社は役員及び使用人に対し、インサイダー取引防止及びコンプライアンス研修を実施し、法令遵守意識の定着に努めております。
- ④ 監査役は、取締役会及び経営の重要な会議に出席しております。また、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っております。
- ⑤ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と監査における状況又は課題について定期的に意見交換を行っております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,306,109	流 動 負 債	356,610
現金及び預金	1,116,196	買 掛 金	1
売 掛 金	132,206	1年内返済予定の長期借入金	89,096
前 払 費 用	54,081	未 払 金	56,631
そ の 他	4,007	未 払 法 人 税 等	530
貸 倒 引 当 金	△383	前 受 金	127,169
固 定 資 産	97,384	預 り 金	13,351
有 形 固 定 資 産	0	そ の 他	69,830
建 物	0	固 定 負 債	544,368
工具、器具及び備品	0	長 期 借 入 金	544,368
投資その他の資産	97,384	負 債 合 計	900,978
敷金及び保証金	81,369	(純 資 産 の 部)	
役員に対する長期貸付金	5,967	株 主 資 本	493,402
長 期 貸 付 金	10,047	資 本 金	51,180
資 産 合 計	1,403,494	資 本 剰 余 金	1,858,510
		資 本 準 備 金	46,180
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,812,330
		利 益 剰 余 金	△1,416,145
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,416,145
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,416,145
		自 己 株 式	△142
		新 株 予 約 権	9,113
		純 資 産 合 計	502,516
		負 債 純 資 産 合 計	1,403,494

## 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	930,292
売上原価	264,145
売上総利益	666,147
販売費及び一般管理費	1,176,805
営業損	△510,658
営業外収益	
受取利息	77
コンサルティング収入	8,447
協賛金の収入	5,000
その他	923
合計	14,448
営業外費用	
支払利息	3,826
消費税	1,109
その他	1,041
合計	5,978
経常損	△502,187
特別損	
固定資産除却損失	0
減損	168
合計	168
税引前当期純損	△502,355
法人税、住民税及び事業税	531
当期純損	△502,887

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	50,730	45,730	1,812,330	1,858,060	△913,257	△913,257	△142	995,390	4,005	999,396
当期変動額										
新株の発行	450	450	-	450	-	-	-	900	-	900
当期純損失 (△)	-	-	-	-	△502,887	△502,887	-	△502,887	-	△502,887
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	5,107	5,107
当期変動額合計	450	450	-	450	△502,887	△502,887	-	△501,987	5,107	△496,880
当期末残高	51,180	46,180	1,812,330	1,858,510	△1,416,145	△1,416,145	△142	493,402	9,113	502,516

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

Unipos株式会社  
取締役会 御中

永和監査法人  
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 津 村 玲  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 弘 章  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Unipos株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

Unipos株式会社 監査役会

常勤監査役	小 椋	明 子 ㊟
非常勤監査役	山 田	啓 之 ㊟
非常勤監査役	鷺 野	泰 宏 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の氏名及び略歴は以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	田中 弦 (1976年4月24日)	1999年4月 ソフトバンク(株) 入社 1999年10月 ネットイヤーグループ(株) 入社 2001年10月 (株)コーポレートディレクション 入社 2004年5月 (株)ネットエイジ 入社 執行役員 2005年4月 (株)RSS広告社(現 当社) 設立 代表取締役 2013年7月 当社 代表取締役(現任)	普通株式 4,549,400株
2	松島 稔 (1982年8月24日)	2006年4月 (株)ネットエイジ 入社 2007年11月 (株)RSS広告社(現 当社) 入社 2013年7月 当社 取締役 2017年9月 (株)Oneteam 社外取締役 2018年3月 Unipos(株)(なお、同社は2020年10月に当社に吸収合併されております) 取締役 2021年6月 当社 代表取締役(現任)	普通株式 235,600株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社 の株式数
3	すが わら けい 菅 原 敬 (1969年8月13日)	1996年 5月 アンダーセンコンサルティング 入社 2000年 1月 アーサー・D・リトル (ジャパン) (株) 入社 2001年 9月 (株)アイスタイル 取締役 2008年 2月 (株)コスメ・コム 代表取締役 2012年 5月 istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited代表取締役 2012年10月 istyle China Co., Limited 董事 2014年11月 (株)アイスタイルキャピタル 代表取締 役 (現 (株)アイスタイル) 2015年 6月 istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limited 取締役 (現 任) 2015年 7月 (株)アイスタイルトレーディング 取締 役 (現任) 2015年 9月 istyle Global (Singapore) Pte.Limited 代表取締役 (現任) 2016年 6月 (株)iSGS インベストメントワークス 取締役 (現任) 2016年10月 istyle Retail (Hong Kong) Co.,Limited 董事 (現任) 2017年 2月 (株)tsumug 取締役 (現任) 2017年 3月 Hermo Creative(M)Sdn. Bhd. 取 締役 (現任) 2017年 7月 i-TRUE Communications Inc. 董事 (現任) istyle USA, Inc. 代表取締役 (現 任) MUA Inc. 代表取締役 (現任) 2018年 4月 istyle Retail (Thailand) Co.,Limited 取締役 (現任) 2018年 6月 当社社外取締役(現任) 2021年 3月 (株)オープンエイト 社外取締役 (現任) 2021年 6月 JVCAオープンイノベーション委員会 グローバル部会委員 (現任) 2022年 3月 Glowdayz, Inc. 取締役 (現任) 2022年10月 (株)アイスタイル 取締役副会長(現任) 2023年 7月 (株)GENEROSITY 社外取締役 (現 任)	0株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の株式数
4	高橋理人 (1959年4月24日)	1982年4月 (株)リクルート (現 (株)リクルートホールディングス) 入社 2007年9月 楽天(株) (現 楽天グループ(株)) 入社 2011年10月 同社 常務執行役員 2013年6月 (株)LIFULL 社外取締役 (現任) 2018年6月 当社社外取締役(現任) 2021年3月 アディッシュ(株) 社外取締役 (現任) 2022年6月 (株)ウィルグループ社外取締役 (現任) 2023年5月 (株)property technologies 社外取締役(現任)	0株
5	富岡圭 (1976年5月26日)	1999年4月 日本オラクル(株) 入社 2006年6月 同社バンコク 勤務 2007年6月 Sansan(株) 取締役 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (現任) 2022年3月 (株)インキュリオン 社外取締役 (現任) 2023年1月 Sansan Global Pte. Ltd. 代表取締役 (現任) 2024年3月 Sansan Global (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役 (現任)	0株
6	橋本宗之 (1982年1月10日)	2004年4月 リーマン・ブラザーズ証券(株) 入社 2008年9月 バークレイズ・キャピタル証券(株) 入社 2013年1月 DBJ投資アドバイザリー(株) 入社 2017年11月 Sansan(株) 入社 2020年8月 Sansan(株) 取締役 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (現任)	0株

(注) 1. 候補者菅原敬氏は株式会社アイスタイルの取締役であり、当社は同社との間に当社の提供するサービス利用等の取引があります。候補者富岡圭氏、橋本宗之氏はSansan株式会社の取締役であり、当社は同社との間に業務資本提携関係にあります。なお、その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 菅原敬氏、高橋理人氏、富岡圭氏及び橋本宗之氏は、社外取締役候補者であります。

3. 菅原敬氏、高橋理人氏、富岡圭氏及び橋本宗之氏を社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要は以下のとおりであります。
- (1) 菅原敬氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、事業会社における豊富な知識と経験を有しており、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者となりました。なお、同氏は2018年6月より当社社外取締役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
  - (2) 高橋理人氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、事業会社における豊富な知識と経験を有しており、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者となりました。なお、同氏は2018年6月より当社社外取締役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
  - (3) 富岡圭氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、SaaS領域において豊富な知識と経験を有しており、当社の事業拡大について適切な監督、助言を行っていることから、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者となりました。なお、同氏は2021年6月より当社社外取締役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
  - (4) 橋本宗之氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、資金調達、投資業務において豊富な知識と経験を有しており、当社の意思決定の適切性、多動性に対して監督、助言を行っていることから、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者となりました。なお、同氏は2021年6月より当社社外取締役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
  - (5) 各社外取締役候補者と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損賠賠償責任の限度額は、同法425条第1項に定める額としております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
  - (6) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防衛費用、損害賠償金及び和解金）が補償されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は 保険の対象としないこととしております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、引き続き被保険者となります。
4. 当社は、菅原敬、高橋理人の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役2名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	小 椋 明 子 (1982年6月10日)	2006年4月 (株)アマナ 入社 2010年9月 有限責任監査法人トーマツ 入 所 2020年7月 当社監査役(現任) 2020年9月 (株)アドベンチャー 監査役(現 任) 2022年6月 (株)駅探 非常勤監査役(現任)	0株
2	山 田 啓 之 (1964年10月20日)	2013年7月 当社監査役(現任) 2015年7月 (株)カオナビ 監査役 2019年4月 (株)QDレーザ 取締役監査等委員 (現任) 2020年1月 Axella総合会計事務所 創設 代表(現任) 2022年6月 (株)カオナビ 取締役監査等委員 (現任)	普通株式 8,000株

(注)

1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小椋明子氏及び山田啓之氏は、社外監査役候補者であります。
3. 小椋明子氏及び山田啓之氏を社外監査役候補者とした理由は、理由は以下のとおりであります。
  - (1) 小椋明子氏を社外監査役候補者とした理由は、監査法人での経歴で培われた経験及び公認会計士としての知見に基づき、現に当社経営に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外監査役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者としました。なお、同氏は2020年7月より当社社外監査役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって3年11か月となります。
  - (2) 山田啓之氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての実務経験及び多くの事業会

社の監査役又は取締役として豊富な知識と経験を有しており、現に当社経営に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外監査役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者となりました。

なお、同氏は2013年7月より当社社外監査役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって10年11か月となります。

4. 小椋明子氏および山田啓之氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法425条第1項に定める額としております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が補償されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は 保険の対象としないこととしております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、引き続き被保険者となります。
6. 当社は、小椋明子および山田啓之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以 上